

紅花を中心とする商品作物の流通形態

渡辺 信

——とくに上方との取引について——

一、今までの研究から

従来、紅花を中心とする商品作物の流通とその市場形成については、諸先学の論稿⁽¹⁾によって次のように理解されている。

紅花流通の初期には、生産者↓目早（サンベ）↓都市特権商人（城下町商人の外に在郷町商人も含む）という過程が紅花市場構造における流通の主要形態であった。

しかし、明和・安永期に紅花の干花加工過程が農村内に導入されると、それによって農村市場形成の一つの端緒が生まれるとともに徐々に流通形態にも変化があらわれはじめる。

まず、今までの流通過程に対抗して、同じ明和・安永期に、生花生産者↓農村生花仲買人↓都市特権商人或いは農村の紅花問屋の過程が加わってくる。しかしながら、この時期に対応する在方商人というのは、確かに資金面での自立は認められるものの、紅花の売先が上方という市場的制約のため、上方商人と流通ルートをもつ城下町特権商人との提携が必要であった。こうした在方商人の直接生産者に対する関係は、まだ、高利貸的な間接的結びつきのみであった。つ

まり、「一見漸く芽ばえた小商品生産に基盤を置くもののようにであるが、本質的に城下特権商人と変わるところがなかった」のである。

次に干花加工過程の導入が農村内に深化し農村内部に花生生産者と干花加工業者との分業が生まれ、農村内部に生花市場が形成される。紅花生産地帯の最後の商品形態である干花が、農村内部で恒常的に生産されることは、従来、干花加工過程の独占を通じて、城下特権商人が紅花市場を掌握していた構造を内部から崩壊せしめることを意味した。

この時期は、文化・文政期、或いは天保期にかけてであり、その市場構造の変化は、まず、一般農民より紅花生産地域における一定の資力を有する村落支配層上層部、村役人層に有利に作用する。彼らは、在方商人として自ら加工過程を導入しつつ、直接生産者を前貸的に支配する。

しかし、仲買人層の資力が増してくるにつれ、彼らも紅花市場から後退し、より安定的な地主的土地集積、高利貸資本へと転化していく。

天保改革以降、農村内部に干花市場が形成されるほどにその干花加工過程は深化する。このようにして形成された農村市場を基盤として新しい農村商人が活躍する。この直接生産者層内部からの小規模荷主層こそが、ブルジョア的な性格を有する商人層を形成しているといえる。

以上の理解が主に在方商人の史料によっていたのに対し、横山昭男氏は「近世後期における紅花流通と城下町商人の存在形態」⁽²⁾において、城下町商人・最上紅花問屋佐藤家の研究を通して注目すべき見解を発表している。

横山氏はその論文の中で、渡辺信夫、安孫子麟、両氏の研究を紹介しつつ、「しかし、多くの在方仲買商人が近世後期になると、従来の城下町や在郷町の有力問屋の商圈を分割し、荷主として独立したということを安易に認めることは

できない」としている。

そして、紅花流通において、中央都市商人の仕入銀による注文取引、産地買いは、産地荷主の出荷量に比して少ないことを指摘し、一方、在方商人が直接、荷主として京問屋と取引する場合も相対的に少ないとし、近世後期における遠隔地京都との紅花流通においてその集荷問屋、或いは買次問屋としての山形など町方問屋の勢力、およびそれが占める比重は極めて大きいとしている。

先に、拙稿「近世中後期における在方荷主の形態と商品流通」⁽³⁾では、先駆的在方荷主とらえられる羽州村山郡稲村家の研究を通して、城下町商人との提携、さらに、稲村家の集荷商人の自立の過程を明らかにしたのであるが、農村内市場の形成とともに上方との流通ルートはどう変わっていったのかという点は、これまでの研究でもあまり問題にされなかった。

ここでは、稲村家、さらに羽州下宝沢村会田家の紅花関係文書を通して、先駆的な在方荷主が具体的にどのような形で上方との取引関係を結んでいるのかを検討し、近世後期、干花加工過程の農村内部への導入後、紅花市場に加わってきた農村内商人がどのように上方との取引を行なっているかを展望したい。

二、稲村家を通してみる上方との流通

ここで分析の対象とする稲村家は、羽州村山郡大蔵村にあり、これまでも多くの研究対象になってきた。⁽⁴⁾大蔵村は白鷹丘陵中の比較的生産力の低い山村である。ここに存在する稲村家は、非紅花生産地域の先駆的在方荷主として紅花流

通史研究の中で位置づけられてきたが、青苧を中心とする他の商品作物等多角的経営の面も見落とせない。

さて、稲村家のような遠隔地地方商人と上方商人との取引に関しては、いろいろな形態が考えられるがその主要なものは為任取引と相対取引であった。

為任取引は、生産地商人が荷物を送った後は、販売等すべてを上方問屋商人側に任せるもので、受取側である問屋にしてみれば極めて有利であると考えうる。史料1は他家のものであるが為任取引を示すものである。

史料1

仕切

十一月卅日限

五拾三兩かへ正ミ

一、金七拾九兩貳歩也

半兩揃印

十九入

三丸七幣

内金 老歩貳朱ト

三匁六分ハ

手板不足

金六拾三兩也

請取 廿入

一丸十貳幣

メ老駄片馬

差引

金拾六兩ト三匁八分貳リン

右之通任荷物売附代金不残造ニ請取、此表無出入相濟申候。万一箇荷之内抜袋、違花、亦は算用違等有之候得は、重而御差引可被成候。為後日仕切依而如件

文政十二丑十一月晦日

佐藤利兵衛

宇兵衛

(最上屋へ出し)

(横山氏前掲論文による)

これには、口銭や歩引の記載がないが、それは為任取引による仕切の一般的形態であり問屋商人の自由裁量の様子を逆にものがたっている。こういった為任取引は、稲村家においてはあまり用いられなかつたらしくその類の仕切はみられない。

史料2は、相対取引を示す仕切である。

史料2

仕切

但現金三拾八兩替

一、金四拾老兩貳分

ハ三分大最上紅花

銀三匁七分五厘

老駄六袋

右之通相対を以売買仕代金不残近江屋惣左衛門殿江相渡無出入相済申候若算用違拔袋等御座候ハハ互指引可申候以上

松任屋徳兵衛印

寛延三歳午三月二日

稲村七郎左衛門殿

近江屋惣左衛門殿

相対取引は荷主と問屋が直接立ち合いの上、販売契約を結ぶものである。しかし、実際は生産地に手代的なものを派遣したり、ある城下商人を買宿に指定して取引にあたつたと考えられる。

ところで、先の史料2をみると、京都の紅花問屋松任屋徳兵衛と稲村家との間に近江屋惣左衛門なる人物が介在していることがわかる、これは、他の史料によつて京都の商人であることがわかるが、仕切の受取人側にしか姿をみせないことは、松任屋徳兵衛等の紅花問屋とは性格を異にする商人であることを意味している。また、他の史料においても販売代金が近江屋惣左衛門に払われている。このことは、稲村家が遠隔地上方との取引にあたつて上方の市場に詳しい中継的商人を要したのではないかと推測させる。そして、その位置にあるのが近江屋惣左衛門であると考えられる。

表1は、稲村家に残存する、年代の分かる青苧取引仕切の統計である。それはもちろん稲村家の経営の全体を表しているとはいいがたいが、ともかくも、青苧取引において、近江屋惣左衛門が宝曆期をもつて姿を消し、かわつて天明・寛政期から麻屋久兵衛なる人物が頻繁に出てくることがわかる。その交代の意味は明確ではないが、近江屋惣左衛門は紅花も扱っていることから、享保から明和へかけての紅花流通の混乱期に衰退していったものであろうか。

こうした市場の混乱の後、稲村家との取引において、その位置については麻屋久兵衛であった。両者は時期的に差異があり、或いは上方の市場構造に混乱があつた時期を是さんしており、各々の機能もいささかの差があると思われるが、史料の制約上、麻屋久兵衛の解明を通して、この中継的商人の機能を明らかにしたい。

史料3は、奈良の青苧商人加勢屋喜七郎からの書状である。

史料 3

此度新芋□り御印御荷物不相替御調被遊候て早速御積入御案内委細ニ被仰下千万忝奉存候則御案内之通り

雪日 卷駄

同飛山白 卷駄

同飛沢白 式駄

四駄也

右之通九月七日ニ敦賀表江無事入船仕候段敦賀より申来候間此段御安堵被遊可被下候着仕候得者可成丈ヶ相働早々御仕切差上可申候様ニ可仕候間此段左様ニ思召可被下候

一、御地も当年者出来方も宜敷御座候得共少々高直之由被仰下候乍去夫だけの御義ハ御代品物宜由いさゝを被仰聞承知仕候尚当着之砌得と拜見仕候て早々御仕切ニ相極可申候様ニ可仕候扱また残荷物之義も大津留ニ被成候ニ付跡方追々御出荷被下候段被仰下忝奉存候宜敷御願可申上候

一、当地青芋之相庭之義も夏来迄者相庭と同様之儀ニ御座候所益後ニ相成候テ当地布方も不景気傍以相庭も少々下直ニテ氣之毒仕候尤米沢御蔵芋も下直ニ御弘ニ相成傍以捌き方割合薄く迷惑仕候定而此後新芋も着仕候得者相庭も追々引立可申候哉と奉存候猶又追々跡方可申上候得ハ先ハ右之段御荷物敦賀着御案内傍御様子申上如此御座候 恐惶謹言

かせ屋喜七郎

刃兵衛

表1 稲村家に残る青苧取引仕切

年代	数 量	代 金	仕切差出人	仕切受取人
延享2 (1745)	9 駄片馬 6 束	125両1分2朱	池田屋五兵衛	稲村七郎左衛門 御代文次郎
寛延2 (1749)	4 駄片馬	63両3分 11匁4分3厘	松任屋徳兵衛	稲村七郎左衛門 近江屋惣左衛門
同	5 駄	61両	池田屋五兵衛	稲村七郎左衛門 御代清太郎
宝暦2 (1752)	3 駄	3 貫60目	加勢屋喜七郎	稲村七郎左衛門 御代清太郎
同	6 駄	4 貫355匁	若山屋勘右衛門	稲村七郎左衛門 御代清太郎
宝暦3 (1753)	7 駄片馬 3 連	3 貫956匁2分5厘	池田屋五兵衛	稲村七郎左衛門 稲村七郎兵衛
同	片馬	6 両1分	池田屋五兵衛	稲村七郎左衛門 稲村七郎兵衛
宝暦4 (1754)	不明	不明	池田屋五兵衛	稲村七郎左衛門 稲村七郎兵衛
同	1 駄片馬	1 貫170目	加勢屋喜七郎	稲村七郎左衛門 御代清太郎
同	9 駄	7 貫110目	日野屋治郎八	稲村七郎左衛門 稲村七郎兵衛 近江屋宗右衛門
明和6 (1769)	不明	不明	田沢孫右衛門	稲村七郎左衛門 尾関又兵衛
安永2 (1773)	不明	不明	不 明	西川久左衛門 西川源助
同	11 駄	10 貫961匁2分5厘	藤屋忠兵衛	西川源助
安永3 (1774)	1 駄	900目	若山屋勘右衛門	西川久左衛門 西川源助
天明元 (1781)	17 駄	不明	小松弥八	稲村七郎左衛門 稲村文治郎
天明3 (1783)	146 連	42両	中屋六郎右衛門	稲村七郎左衛門 小松弥八
天明6 (1786)	18 駄 6 連	11 貫820目	藤屋忠兵衛	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
寛政 (1792)	6 駄	4 貫340匁	藤屋忠兵衛	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛

221 紅花を中心とする商品作物の流通形態

年代	数 量	代 金	仕切差出人	仕切受取人
寛政5 (1793)	2 駄	1 貫780 匁	藤屋忠兵衛	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
寛政6 (1794)	11 駄	10 貫120 目	可勢屋喜七郎	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
同	4 駄片馬12連	4 貫343 匁 7 分 4 厘	藤屋忠兵衛	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
同	片馬	365 匁	藤屋忠兵衛	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
同	2 駄	1 貫500 目	日野屋友三	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
同	2 駄	1 貫500 目	可勢屋喜七郎	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
寛政8 (1796)	4 駄	4 貫472 匁 5 分	藤屋忠兵衛	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
寛政10 (1798)	6 駄片馬	4 貫30 匁	可勢屋喜七郎	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
同	7 駄	4 貫340 匁	日野屋友三	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
同	6 駄	3 貫720 匁	藤屋忠兵衛	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
同	片駄	392 匁 5 分	藤屋忠兵衛	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
寛政11 (1799)	1 駄	720 目	可勢屋喜七郎	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
同	1 駄	700 目	日野屋友三	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
同	1 駄	720 目	日野屋友三	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
同	6 駄片馬	5 貫330 匁	日野屋友三	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
同	1 駄	750 匁	藤屋忠兵衛	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
同	3 駄	2 貫100 匁	藤屋忠兵衛	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛

年代	数 量	代 金	仕切差出人	仕切受取人
同	3 駄	2 貫300目	日 野 屋 友 三	稲村七郎左衛門 村 居 清 七 麻 屋 久 兵 衛
同	片馬	360目	増 井 新 吉 郎 新 六 郎	稲村七郎左衛門 麻 屋 久 兵 衛
同	4 駄片馬	3 貫450匁	日 野 屋 友 三	稲村七郎左衛門 麻 屋 久 兵 衛
同	1 駄片馬	975匁	藤 屋 忠 兵 衛	稲村七郎左衛門 麻 屋 久 兵 衛
同	3 駄片馬	2 貫660目	日 野 屋 友 三	稲村七郎左衛門 麻 屋 久 兵 衛
同	4 駄	2 貫660目	可 勢 屋 喜 七 郎	稲村七郎左衛門 村 居 清 七 麻 屋 久 兵 衛
同	10駄1丸	8 貫827匁9分6厘	日 野 屋 友 三	稲村七郎左衛門 麻 屋 久 兵 衛
同	6 駄1丸	4 貫232匁7分3厘	日 野 屋 友 三	稲村七郎左衛門 麻 屋 久 兵 衛
同	3 駄	2 貫30目	新 井 新 吉 良 新 六 郎	稲村七郎左衛門 麻 屋 久 兵 衛
同	8 駄片馬	11貫345匁	日 野 屋 友 三	稲村七郎左衛門 村 居 清 七 麻 屋 久 兵 衛
同	14駄	13貫180目2厘	日 野 屋 友 三	稲村七郎左衛門 村 居 清 七 麻 屋 久 兵 衛
同	14駄	3 貫600目	日 野 屋 友 三	稲村七郎左衛門 村 居 清 七 麻 屋 久 兵 衛
同	13駄	14貫220目	日 野 屋 友 三	稲村七郎左衛門 村 居 清 七 麻 屋 久 兵 衛
同	7 駄	7 貫110目	日 野 屋 友 三	森 屋 弥 五 兵 衛 麻 屋 久 兵 衛
寛政12 (1800)	3 駄片馬	3 貫275匁	可 勢 屋 喜 七 郎	稲村七郎左衛門 村 居 清 七 麻 屋 久 兵 衛
同	片馬	450目	可 勢 屋 喜 七 郎	稲村七郎左衛門 村 居 清 七 麻 屋 久 兵 衛
同	片馬	460目	増 井 新 吉 郎 新 六 郎	稲村七郎左衛門 麻 屋 久 兵 衛

223 紅花を中心とする商品作物の流通形態

年代	数 量	代 金	仕切差出人	仕切受取人
同	2 駄	2 貫160匁	可勢屋喜七郎	森屋弥五兵衛 麻屋久兵衛、治兵衛
同	5 駄	5 貫200匁	藤屋忠兵衛	森屋弥五兵衛 麻屋久兵衛、治兵衛
同	7 駄片馬	10貫230匁	日野屋友三	稲村七郎左衛門 村居清七 麻屋久兵衛、治兵衛
同	1 駄片馬10連	1 貫72匁 4 分 5 厘	増井新六郎	御荷主森屋弥五兵衛 御支配麻屋久兵衛
同	5 駄	4 貫目	藤屋忠兵衛	森屋弥五兵衛 あさや久兵衛
同	6 駄1箇	5 貫990目	藤屋忠兵衛	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
同	3 駄片馬	2 貫870目	可勢屋喜七郎	森屋弥五兵衛 麻屋久兵衛、治兵衛
同	1 駄	720匁	可勢屋喜七郎	稲村七郎左衛門 村居清七 麻屋久兵衛、治兵衛
同	3 駄片馬12連	3 貫217匁 9 分 1 厘	藤屋忠兵衛	稲村七郎左衛門 麻屋久兵衛
同	7 箇	2 貫765匁	藤屋忠兵衛	森屋弥五兵衛 麻屋久兵衛
同	1 駄片馬	1 貫230匁	不明	森屋弥五兵衛 麻屋久兵衛、治兵衛
寛政13 (1801)	1 駄小荷1丸	878匁 1 分 9 厘	日野屋友三	稲村七郎左衛門 村井清七 麻屋久兵衛、治兵衛
享和2 (1802)	8 駄	5 貫702匁 4 分 8 厘	日野屋友三	稲村七郎左衛門 村井清七 麻屋久兵衛
同	3 駄	2 貫10目	日野屋友三	稲村七郎左衛門 村井清七 麻屋久兵衛
享和3 (1802)	24 駄	161 兩 3 分 1 貫200 文	森屋弥五兵衛	稲村七郎左衛門
文化2 (1805)	14 駄	2 貫440目	日野屋友三	稲村七郎左衛門 村井清七 麻屋久兵衛
文化7 (1810)	4 駄	53兩 1 分	? 屋嘉右衛門	稲村七郎左衛門

表2 紅花流通機構・改革運動の歴史

天和頃 享保18	紅花問屋稲荷講・紅染屋稲荷講結成 講の「定」制定 ①業者の新規発注抑止 ②紅染屋の自由取引禁止 ③講員の取引の公正化
享保20	紅花問屋仲間十四軒公認・紅屋仲間公認 ——十四軒仲間廃止運動——
◎第一期	
元文4	谷地商人・柵屋甚右衛門、青柳屋喜惣次、京都町奉行所に訴願 ①十四軒廃止 ②直売買 ③京都出店
7月	新庄・東根・山形方面の紅花商人にまで拡大
8月	谷地及び寒河江から青柳屋藤四郎、鈴木屋忠助、荒木屋与兵衛、中村屋六郎兵衛等上京。
10月	奉行所に第2回口上書 …却下。
12月	京都所司代へ訴願。問屋・紅染屋間の相対売買許可。通口銭廃止となるが荷主商人と紅染屋の相対直売買は不許可。 訴人、路用、逗留銀不足につき中退。
◎第二期	
宝暦2	尾花沢及び寒河江各代官所管内の総百姓名代に選出された谷地の久兵衛、儀兵衛京都町奉行所に紅花売買場所設置願。
宝暦3	紅花商人も支援。
宝暦5	大坂に新聞屋設置を企てる。
宝暦7	谷地荒町百姓仁兵衛、総百姓名代として再願。
宝暦9	京都葉種屋荒木平次郎、羽州と提携して紅花会所設置願。
宝暦10	仁兵衛、会所を京都と大阪の二カ所に設置するよう付願。
明和1	山形公領化。前沢代官の調査から勘定奉行所、調査にのりだす。
明和2	問屋公認制撤廃。紅屋直買制復活。 廃止後、旧問屋層は紅花荷宿と形をかえるが、機能は元のままで独占の弊害がでる。

今田信一著「最上紅花史の研究」

沢田 章著「近世紅花問屋の研究」をもとに作成

庄吉
清助

九月廿八日

稲村七郎左衛門様

史料3からは、青亭が敦賀へ無事到着したことが知らされ、また、残荷物が大津留にされ、加勢屋がその販売権を得ていることがわかる。

史料4

覚

丑

三

清飛

七駄片馬 但し巻メ百五拾匁かへ

丑

同

長大白

七駄 但し巻メ五拾匁かへ

丑

同

極上白

式駄 但し九百三拾匁かへ

同

極上白

六連 九三かへ

片馬

太白 四連 七八かへ

同五十白 老駄 但し老貫目かへ

同飛白 式駄 但し九百五拾匁かへ

同冬白 式駄 但し九百五拾匁かへ

メ拾六駄

七月十六日切

右之通先達而麻屋久兵衛様御相談仕御仕切申上候此度銀子中勘にして拾三貫五百目京都屋之忠兵衛殿ニテ為差登申候京都の金子にて罷下り可申候着御改御受取被遊可申候尤本仕切追而久兵衛様御登り之節御宜様ニ御渡可申上候此段左様思召可被下候 以上

日野屋友三印

高兵衛

七月十六日

稲村七郎左衛門様

村居清七 様

史料4は、同じく奈良の商人日野屋友三と稲村家の青草取引の様子を示しているが、その後書の部分で麻屋久兵衛がどのように取引にかかわってくるかが窺われる。つまり、表向きは、日野屋と稲村家の取引であるが実際の取引は、勘定のやり方、時期等、麻屋久兵衛と日野屋との間で決定されるのである。麻屋久兵衛は八幡商人であることがその印からわかるのであるが、麻屋はそこで、荷物の売出等の時期をはかったり、或いは、自己の商売をしながら、本仕切等の

重要な業務にあつては、京都へ行き、厳密な形で相對取引をなしたものと考えられる。これは、大津・敦賀にも近く、京都・奈良にも近いという地理的条件にも支えられていた。

このような場合、麻屋と稲村家はより密接な連絡をおこなっていなければならない。

次の史料は麻屋久兵衛より稲村家への書簡である。

A. 紅花之義追々御承知可被遊候とふり別テ相替事無之候共何分下直成直段ニて一向ニ商内無御座候何れも荷主大損
金 出扱々打続き不従斗ニて大きニなんぎ成事様ニ御座候

青苧之義是又追々御承知可被遊候とふり扱々不従斗申居候一向ニ商内無御座候何れも森九様一兩日之内ニ御下り成
申候委細之御承知可被申候

この史料Aは、麻屋久兵衛が稲村家に紅花青苧共に上方相場が下直であることを知らせる史料である。相場知らせるものは荷受問屋層もおこなうが、それは契約を結ぶ際的前提のようなものであつて麻屋のそれは、もっと頻繁であり重要な意味を持った。

B. 青苧之義も段々申上候とふり別テ相替事無御座候何分不従京人向ニ無御ざ扱々こまり居候尊公様之御状之表ニ候
へハ余り下直分ならハ少し見合可申様被仰下候承知仕候

ここでは、稲村家が「あまり下直分ならハ少し見合」せるようにと麻屋に指示していることがわかる。しかし、厳密な指図をすることは遠隔地間のことでできないことであつた。だから、その指示は漠然としており、希望的なものにとどまつていた。

C. 御印問替苧之義あまり下直成直段ニ候得共不従成時節ニ候得ハ無扱ト奉存候テ残り之分半分売付左ニ印

トヒ
 三
 門伝

三駄片馬 代五百五拾匁かへ

子ノ二月切 ふじや忠兵衛

右之通ニテ此間売付申候左様ニ御承知被下候

史料Cでは、間替芋が下値であるにもかかわらず、その相場好転の見込がないと麻屋が判断して、荷を藤屋忠兵衛に売ったことを示している。これは、麻屋のような立場にいればこそ状況に敏速に対応しうるのである。だから、その最終的決定は稲村家との信用の上に麻屋が下すのである。しかし、麻屋にしても、終局においては自分の荷物でないのであるから、荷主である稲村家の方針にそわなければならない。

D。当年新芋南都へ御差荷成候儀承知仕候先日も参上仕候テかけ合候得共不従候てらち無御座候扱々こまり居候

史料Dは南都の方が相場知らせが高かったものであろうか、稲村家が南都奈良との取引を指定してきて、その交渉に麻屋があたっていることを示している。

E。其御地当年ハ多都合よろしき様子にて紅花上出来之趣と京都表にてハみなみな咄し居候如何之御事哉とふぞ当年少々私分得度奉存候

稲村家は、上方から相場の知らせをうけるとともに、麻屋に対しても地方の紅花相場等を知らせている。史料Eはそのような理由も加わって、麻屋が自分荷物を得たいと述べているものである。

さて、麻屋久兵衛のような商人を介在させなくても、手代を登させて荷物を販売することも可能性としてはあるが、実際はその逗留経費がばかにならないこと、上方の情報に詳しくないことからくる危険性などから、この方法はかえっ

て敬遠された。

しかし、麻屋のような商人の介在があるとその連絡、或いは監査のような意味もあつて自分の手代的人物を派遣することがあつた。

F. 久太郎様御義も当地へ先月晦日ニ御機嫌よく御着に御座候尔今ニ当地ニ御逗留ニ御座候憚ながら右様御承知可被下候右御同人様道中金拾貳兩斗御渡し可申上候はずニ御ざ候義扱々御承知可被下候

また、荷物の間違いや代金の差引等の不都合があつたときはその調査や処理が必要であつたし、荷数が多くなるにしたがい、そうした障害もふえてくるであろう。史料Gはそうした間違いと関係している。

G. 二月十二日出之御状ハ森谷九内様方申参候先達而森谷氏御下り中勘定申上候処相ワタシ不申段被仰下候如何之間連ニ御座候卜奉存候此方ニてもとんと相分り兼候此方ニ二月十二日出し候て惣差引目録紅花差引綿差引右之通り差下し申上候今頃ハ相違御承知可被下候哉と奉存候右え差引にて間違御座候ハハ早々可被仰下候

麻屋のような商人は、その性格から稲村家とばかり結びついていたとは考えられない。すでに自己の流通構造を形成しており、それと稲村家が結びついたということである。

では、なぜ、麻屋のような商人と結びつくのかが問われなければならない。

客観的に考えれば、直接の荷受人である問屋層と関係を結んだ方が良く、また、その例もみられるが、麻屋の仲介を通ずるのが支配的である。

その理由として、一番目には、先に前掲拙稿で検討した山形城下商人村居家との提携である。村居家は近江出身の商人であり、同じ近江の麻屋久兵衛との提携は比較的容易になされたのであり、こうした例は他の近江商人の場合にもみ

られる。

二番目として、地理的位置の問題がある。麻屋のある八幡は、北国廻りの荷物に対して敦賀と京都・奈良の中間点にあり、しかも大津とは目と鼻の先にある。前述のように、大津に蔵入れした荷物の売り契機をみて蔵出しするにはまったく適当な場所にあつたといえる。

三番目には、稲村家自体が多角的な経営をやっており、たとえば京都の紅花問屋と提携しても紅花に関してはより詳しくしても他の商品に関しては不十分なものであつた。

H。此度下之物左二

青葙 差引書

同 目録書

からかさ 仕切書

大坂かい物 仕切書

右之通差下し申上候御引合可被下候間違相有候ハ、早々可被申下候仕切差引書別紙之とふりにて相替り可申哉乍擧とくと御引合可被申候少々残金不足ニ御座跡御差引可申上候

この史料Hは、稲村家が麻屋を通してからかさやその他のものを大坂などから購入していることを示しており、このような多角的経営に対応するには中継商人としてもそれなりの多角的条件をそなえていなければならなかつた。そこに、專業問屋ではない麻屋久兵衛的商人の必要性があるのである。

このように、先駆的在方荷主といわれる稲村家にあつては、上方との遠隔地間取引において、麻屋久兵衛的商人の仲

介が必要であつた。

三、会田家を通してみる上方との流通

羽州下宝沢村会田家については、山形市史資料第76号「下宝沢・会田家文書・最上紅花商取引関係史料」の解説に詳しい。⁽⁶⁾それによれば、享保期には、持高三二石余、田畑あわせて一町九反余を所有し、元文以前から紅花蠟などの商取引にまで手をのばし、宝暦・明和期頃が同家における紅花商取引の最盛期で年間五十駄に昇る數量を販売していたことが知られる。

史料5

仕切

巳ノ十月廿日

但し五拾両かへ

一、金五拾両三步ト

穴木印最上紅花

銀巻匁九分五厘

巻駄巻袋

但し五拾貳両かへ

一、金百四兩

穴

仙

印仙台紅花

貳駄

メ金百五拾四兩三步ト

銀巻匁九分五厘

右之通以相对を売買仕、代金不残西川源助殿相渡シ此表無出入相濟申候、若拔袋算用違等御座候ハ、指引可仕候 以上

宝曆十二^壬年五月十八日
午

松任屋徳兵衛^印

会田六郎兵衛殿

西川 源助 殿

この史料は、京都紅花問屋松任屋徳兵衛と会田家の紅花相对取引を示す史料であるが、稲村家の麻屋久兵衛の位置に京都商人西川源助がいる。

史料 6

西川屋久左衛門書状

新七指下候間、啓上仕候 (中略)

一、此度紅花売仕切其外、金指引書相認メ指下候、能々御改メ御披見可被下候、もし相違等御座候ハ、早々可被仰下候、尚また引残り之所、山形店^方御請取可被下候、毎度尊志申上候段、忝仕合奉存候

一、当年紅花・青苧之様子、京都ニ而源助申合候間、いさい新七御咄し可申上候、能々御相談可被下候、先ハ右申上度如此御座候尚また近日いさい可申上候、恐惶謹言

(明和三)

戌六月廿一日

西川久左衛門^⑩

会田六郎右衛門様

人々御中

西川久左衛門は八幡商人である。そして、京都の同族西川源助と提携し青苧・紅花等の取引にあたっている。そして、
決済にあたっては両店の山形出店である十日町西川孫七を通して行なわれる。

史料6

覚

一、金貳百六拾七兩貳分 三度二受取

ノ

内金百六拾三兩貳分 青苧仕切渡ス

十貳匁

引残而金三兩三分

三匁不足 かり

右之通御座候 以上

(宝曆十一)

巳正月廿日 西川や孫七

会田七郎右衛門様

史料7

西川屋源介書状

(中略)

一、紅花之義、去秋上京、此方相談之次第、拙筆ニ難尽仕合、何とも申分無御座候、猶又当二月朔日ハ紅花問中老人として願主出今ニ其左太(沙汰)一向無之、如何様ニ相極申候事ニ而御座候哉、当時過分損金ハ莫太ニ而廿兩前後、十方くれ候事、殊先達而其御地も被仰候通り、西国、中国ニまき付過分多ク、殊ニ筑後・伯州之赤崎、草生宜敷候、五月早々つみ出可申候由、

扱々残花二十方くれ候、此間大捨売少々致掛ケ申候へ者、相手ハ見申候へ共、余りきつき物ニ御座候、何程ニ申義、從此度申上かね申候、何分売捨可申候、外々衆段々、内々少々つゝ売捨被申候、此分ニ而、其御地新花買入相成申間敷候、来月早々委細五州江戸向、以書中追々申上候、乍去紅花之義、積りかたき義ニ御座候ても、先年も大下りニ又大下り御座候へ者、此上ニ而損出申候テ、たまり不申候御事ニ御座候、能々御考られ候段、御尤ニ奉存候

猶追々申上候 恐惶謹言

(宝曆十九)

四月廿一日

西川源介

会田六郎兵衛様

参

この時期は、紅花会所の設置願があいついで出され、明和二年には問屋公認制が徹廃されるという流通機構の変革時

期であるが、紅花取引にあたっては、西川久左衛門と西川源助で相談して紅花の販売にあたり、全国の紅花の作柄の情報を仕入れて会田家に紅花買集めの指示を出している。会田家は、仙台紅花等を含め、近隣の村々よりも小口に紅花を集荷している。しかし、上方との取引となると近江商人西川家一族と提携しなければならなかったのである。

四、後期在方商人の上方との流通

表2は、紅花流通機構・市場問題を年度順に追ってみたものである。この表に補足的説明を加えながらその経過を見ていきたい。

享保二十年に十四軒紅花問屋が公認されるがそのことによつて以前は自由売買であつたものが商売手狭になり、また、問屋側の横暴も加わつて、紅屋側から、かつ在方商人側からも廃止の請願がくりかえされた。そして明和二年にやつと廃止となるのである。

その後、商売は自由売買になるかと思われたが、遠隔地間取引にあつては仲介が必要であるため、そこに荷宿という形態が生まれた。しかし、これは旧問屋層が形をかえただけで本質的には前期問屋仲間とかわりのないものであつた。そのため、紅花売捌世話所設置問題がこのあともちあがつてくるのである。

ところで、明和二年までの公認仲間廃止運動、或いはその後の世話所設置運動の遂行者は、表2でもわかるように、谷地・寒河江等の商人が中心であつて、山形商人はほとんど登場しない。これは、山形商人は、大きな商業の中心地に存在し単に紅花のみならず手広の経営をなし、上方とはその販売・購入にあつて信用関係が確立していたからだと思

われる。⁽⁷⁾

では、後期に至り、谷地・寒河江等の商人（あるいは農民）はどのようにして紅花等の登荷を出荷したのであろうか。

史料8

寛

一、紅花 十七袋入 三箇

十八袋入 老箇

メ

右之通切手御願申上候 以上

理兵衛

七月廿九日

名主武右衛門様

史料9

寛

一、紅花四箇 但正味五百目袋

拾七入 三箇

拾八入 老箇

右者此度他国出し仕度御座候間、書面之荷物無相違御通し可被下候 以上
文政十亥年七月廿九日

池田仙九郎御代官所

羽州村山郡楯北村

利兵衛[㊦]

右村名主

武兵衛

大石田舟方御役所

史料8・9は、楯北村斎藤家文書の内、紅花他国出許可願である。楯北村は先にいう寒河江に入り、斎藤家は寛政頃より組頭をつとめ、土地集積の一方、文化年間頃から茶や紅花を買い付けて加工出荷している。こうした他国出し許可の資料が、文政期を中心に48点ほどみられる。こうした許可願を出しているものは、斎藤利兵衛のみでなく、近隣の村、石川村の名主、組頭・百姓代などと一般農民と考えられるものも見られる。

史料10

仕切

一、金八拾三両貳歩ト 一、金四拾六両貳分替

銀三匁式分八厘 拾九入五
 曾新玉 六丸
 式拾入一

内金壹兩壹歩下

壹分九厘 壹半引

銀式拾式匁九分六厘 右御手板不足

ノ

指曳金八拾壹兩三步式朱下 銀式匁六分三厘

右之通御相談ヲ以買請紅花代金此度不殘相渡此表無出入相濟申候万一相違之儀有之候ハハ重テ御互指引可仕為後日
 仍而如件

天保十年亥十二月 伊勢屋理右衛門印

齋藤利兵衛殿

これは、天保期の史料であるが、京都紅花問屋伊勢屋と取引していることがわかる。また、他の史料によれば、室岡金助なるものが上京して指引決済にあつている。こうしたことは、先の研究史の整理とも関連して村落支配層上部が在方商人として紅花市場に参入してきたことを物語るであろう。しかし、次の史料11を見ていただきたい。

史料11

覚

一、紅花拾箇 内拾九造り 六箇

拾八造り 四箇

右之通大石田出し二届候

文政四年巳八月

山形十日町

荷主西屋清兵衛

荷宿石川三次郎

右石川村三次郎願二切手遣ス

三次郎荷主として八月五日出し之

つもりニ而遣ス西屋ハ不用

これは、先の史料 8 と同じ性格のもので名主武右衛門にあてたものである。左上は名主の書いたものと思われるが、これが史料 9 のようなものとなると山形商人西屋の名前はなく石川村三次郎が他国出し許可願を出すという形になる。以上のことから、確かに、農村内への干花加工過程の導入とともに一定の資力を有するものが独自に手代的なものを遣して上方と紅花取引にも加わってくる。こうした層は先の稲村家・会田家の例をみてもわかるように紅花取引には相場に通じていないと損害も大きいことから売捌世話所設置運動の基盤となってくるであろう。

しかし、一方で、同じ村内にあっても山形商人の意向をうけて集荷し、名目的荷主として、山形まで送らず、直接、大石田へ輸送するという農村内商人も存在してきていることも注目しなければならない。

五、むすびにかえて

従来の研究は都市特権商人と在方商人の対抗という視角の中で流通過程の変遷が追求されてきた。しかし、紅花・青芋等遠隔地間取引においては、在方商人層も麻屋久兵衛、あるいは西川家等の上方で差配をする商人との提携なくしては発展できないものであった。そして稲村家は村居家、会田家は西川家の出店というように山形城下商人とも密接な関係をもっている。

干花加工過程の農村内導入とともに確かに農村内にも紅花取引に参加する機会がうまれる。これは、斎藤家のように資金力のあるものは自らも集荷し京都の紅花問屋と直取引も行うが文政期をピークとし、その後紅花取引から手を引くのは遠隔地間取引の危険性と寒河江・谷地を中心とする紅花売捌世話所設置運動とその終焉と無関係ではないと思われる。

一方、小規模ながら、紅花を荷出しする例も先の石川三次郎のみならず存在する。このような自ら上方商人との信用取引関係を持たない小規模商人層が、ときに、自ら集荷した紅花等の商品作物を加工・販売し、指定された上方問屋に出荷したり、あるいは同村内の資金力のある大規模商人に売り渡すのは極めて当然のことと思われる。たとえ、自ら上方との取引関係をつくりえないとしても農村内にこうした小規模荷主層たりうる商人（農民）層が出現していることに積極的評価を与えるべきと考える。

注

- (1) 渡辺信夫「江戸時代後期における農村市場の形成とその構造」(『文化』23—2)
同「商業的農業における雇傭労働」(『封建社会解体期の雇傭労働』所収)
安孫子麟「江戸中期における商品流通をめぐる対抗」(『経営学』32)
- 同「幕末における地主制形成の前提」(『明治維新と地主制』所収)
- (2) 『歴史の研究』14
- (3) 『西村山地域史の研究』2
- (4) 伊豆田忠悦「東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産」(『社会経済史学』22—3)
湯村章男「江戸後期における農村商人の一考察」(『山大史学』1)
渡部史夫「羽州村山郡の漆蠟生産について」(『地域史研究』9)
- (5) 青木美智男「非領域地域における領主権力の存在形態」(『歴史学研究』281)
- (6) ここで使用する史料はすべて山形市史資料第76号に拠った。
- (7) 今田信一『最上紅花史の研究』
- (8) 寒河江市史編纂叢書「斎藤理久郎家資料」